

令和4年度 組織改正（子育て支援関係）について

令和4年度の組織改正における子育て支援に関する組織改正は以下のとおり。

<子ども家庭部>

- (1) 子ども政策課育成係、子どもの貧困対策担当係長の廃止、
子育て支援施設課施設管理係を所管替、児童養護推進係、指導検査係の新設
- (2) 保育運営課の新設、保育サービス課の保育管理係、保育運営・給食係、保育研修担当係長、保育園を所管替、保育施設計画係の新設
- (3) 保育サービス課民間保育振興係の廃止、民間保育第一係、民間保育第二係の新設
- (4) 子育て支援施設課、計画・待機児対策係、運営指導係の廃止
- (5) 子育て支援課の新設、子育てサービス係の新設、子ども政策課子どもの手当医療係、児童館を所管替

子ども家庭総合支援センターの開設に伴い、都から移管される児童福祉審議会運営、保育所等の認可、指導・検査等の児童相談所設置市事務、及び措置費や補助金対応等の児童相談所事務局機能を担うため、子ども家庭部内の各組織を再編する。

また、保育サービス課の過大な業務領域の解消を図るとともに、民間保育の質を向上させるため2課に分割し、保育運営課を新設する。事務移管に伴い子育て支援施設課を廃止する。さらに、子どもの手当医療係や児童館などの保育関係以外の子育て支援に関する事務を集約し、子育て支援課を新設する。

- (6) 児童相談所開設準備担当部長、児童相談所開設準備課、計画推進係、運営準備係、連携調整係の廃止
- (7) 子ども家庭支援センター、子育てサービス係、支援・援助第一係、支援・援助第二係の廃止
- (8) 子ども家庭総合支援センター、支援課、管理・サービス調整係、地域連携推進係、相談支援係、援助課、運営係、里親係、援助第一係、援助第二係、調査係、心理係、保護課、保護係、法務担当課長の新設

「児童相談所設置に係る検討会」での検討経過を踏まえ、子ども家庭総合支援センターに必要な組織を新設するとともに、同センターの開設に伴い役割を終えた組織を廃止する。

【令和4年度組織改正の概要図】

